（前のページより続き）

〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
労働安全衛生法第二十八条第一項の規定に基づく技術上の指針に関する公示（厚生労働省）
産　業
日本工業規格（経済産業省）
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）
〔公　告〕
諸事項
官庁
適格機関投資家、公示送達関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、復権、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係
特殊法人等
首都高速道路株式会社工事開始、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消・紛争解決手続代理業務の付記、企業年金基金解散・清算人就任関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他

省　令

○総務省令第二十四号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の十六の三第一項の規定に基づき、消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

消防用ホースの技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

消防用ホースの技術上の規格を定める省令（平成二十五年総務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第三十六条中「「一部分」と」の下に「、「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と、同項第三号中「第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第三十四条の試験」と」を加える。

第三十九条第二項を次のように改める。

2　前項第一号並びに第七条第三項第二号及び第四号の規定は、濡れホースの内張りに使用されている合成樹脂について準用する。この場合において、第七条第三項第二号中「次条第二号及び第三号の規定並びに第十二条の試験（ホースを折り曲げた状態で行うものを除く。）」とあるのは「第八条第三号の規定及び第四十二条の試験」と読み替えるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十五号

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第五条の六の規定に基づき、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成十七年総務省令第十一号）を次のように改正する。

第三条第十七号中「電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第六2」を「電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第二十六号

消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十一条の二第二項の規定に基づき、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

総務大臣　新藤　義孝

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令

火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和五十六年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和三十七年通商産業省令第八十五号）別表第六2」を「電気用品の技術上の基準を定める省令（平成二十五年経済産業省令第三十四号）」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第十八号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）を実施するため、財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の一部を改正する省令

財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則（昭和四十九年大蔵省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二十八条の次に次の一条を加える。

（普通地方長期資金等の繰越し）

第二十八条の二　財務大臣は、普通地方長期資金等の運用の状況その他の事情を勘案して、翌年度において運用する普通地方長期資金等の金額を決定することができる。

2　財務大臣は、前項の決定をした場合、翌年度において、第十六条の規定により地方公共団体から提出を受けた書類に基づいて、第十七条の規定により資金貸付予定額を決定したときは財政融資資金貸付予定額通知書により、資金貸付予定額を決定しないこととしたときはその旨を当該地方公共団体に通知する。この場合において、前項の決定に係る普通地方長期資金等について、貸付期日は、第二十七条の規定にかかわらず、翌年度の三月末日（当該三月末日が土曜日に当たる場合にはその前日とし、当該三月末日が日曜日に当たる場合にはその前々日とする。）までとし、第二十八条の規定は適用しない。

附　則

この省令は、平成二十六年三月三十一日から施行する。

規　則

○公害等調整委員会規則第一号

公害等調整委員会は、公害紛争処理法（昭和四十五年法律第百八号）第四十七条の規定に基づき、公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

公害等調整委員会委員長　富越　和厚

公害紛争の処理手続等に関する規則の一部を改正する規則

公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和四十七年公害等調整委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十四条第二項第四号中「並びに欠席した当事者があるときは、その旨」を削る。

第六十五条第二項第一号中「、生年月日及び住所」を削る。

附　則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。